

市場機能の向上のための売買制度の見直しに伴う
「業務規程施行規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	1
2. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	5

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧																																																								
<p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第11条 規程第12条第5項に規定する当取引所が定める値幅は、次の基準値段の<u>a 及び b に掲げる</u>区分に従い、当該<u>a 及び b</u>に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。</p>	<p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第11条 規程第12条第5項に規定する当取引所が定める値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該<u>区分</u>に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">基 準 値 段</th> <th style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">値 幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">200円未満のもの</td> <td style="text-align: center;">上下 5円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200円以上</td> <td style="text-align: center;">500円未満のもの 8円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500円 "</td> <td style="text-align: center;">700円 " 10円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">700円 "</td> <td style="text-align: center;">1,000円 " 15円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,000円 "</td> <td style="text-align: center;">1,500円 " 30円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,500円 "</td> <td style="text-align: center;">2,000円 " 40円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2,000円 "</td> <td style="text-align: center;">3,000円 " 50円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,000円 "</td> <td style="text-align: center;">5,000円 " 70円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円 "</td> <td style="text-align: center;">7,000円 " 100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7,000円 "</td> <td style="text-align: center;">1万円 " 150円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1万円 "</td> <td style="text-align: center;">15,000円 " 300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15,000円 "</td> <td style="text-align: center;">2万円 " 400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2万円 "</td> <td style="text-align: center;">3万円 " 500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3万円 "</td> <td style="text-align: center;">5万円 " 700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5万円 "</td> <td style="text-align: center;">7万円 " 1,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7万円 "</td> <td style="text-align: center;">10万円 " 1,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10万円 "</td> <td style="text-align: center;">15万円 " 3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">15万円 "</td> <td style="text-align: center;">20万円 " 4,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20万円 "</td> <td style="text-align: center;">30万円 " 5,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30万円 "</td> <td style="text-align: center;">50万円 " 7,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50万円 "</td> <td style="text-align: center;">70万円 " 1万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70万円 "</td> <td style="text-align: center;">100万円 " 15,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100万円 "</td> <td style="text-align: center;">150万円 " 3万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">150万円 "</td> <td style="text-align: center;">200万円 " 4万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">200万円 "</td> <td style="text-align: center;">300万円 " 5万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">300万円 "</td> <td style="text-align: center;">500万円 " 7万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">500万円 "</td> <td style="text-align: center;">700万円 " 10万円</td> </tr> </tbody> </table>	基 準 値 段	値 幅	200円未満のもの	上下 5円	200円以上	500円未満のもの 8円	500円 "	700円 " 10円	700円 "	1,000円 " 15円	1,000円 "	1,500円 " 30円	1,500円 "	2,000円 " 40円	2,000円 "	3,000円 " 50円	3,000円 "	5,000円 " 70円	5,000円 "	7,000円 " 100円	7,000円 "	1万円 " 150円	1万円 "	15,000円 " 300円	15,000円 "	2万円 " 400円	2万円 "	3万円 " 500円	3万円 "	5万円 " 700円	5万円 "	7万円 " 1,000円	7万円 "	10万円 " 1,500円	10万円 "	15万円 " 3,000円	15万円 "	20万円 " 4,000円	20万円 "	30万円 " 5,000円	30万円 "	50万円 " 7,000円	50万円 "	70万円 " 1万円	70万円 "	100万円 " 15,000円	100万円 "	150万円 " 3万円	150万円 "	200万円 " 4万円	200万円 "	300万円 " 5万円	300万円 "	500万円 " 7万円	500万円 "	700万円 " 10万円
基 準 値 段	値 幅																																																								
200円未満のもの	上下 5円																																																								
200円以上	500円未満のもの 8円																																																								
500円 "	700円 " 10円																																																								
700円 "	1,000円 " 15円																																																								
1,000円 "	1,500円 " 30円																																																								
1,500円 "	2,000円 " 40円																																																								
2,000円 "	3,000円 " 50円																																																								
3,000円 "	5,000円 " 70円																																																								
5,000円 "	7,000円 " 100円																																																								
7,000円 "	1万円 " 150円																																																								
1万円 "	15,000円 " 300円																																																								
15,000円 "	2万円 " 400円																																																								
2万円 "	3万円 " 500円																																																								
3万円 "	5万円 " 700円																																																								
5万円 "	7万円 " 1,000円																																																								
7万円 "	10万円 " 1,500円																																																								
10万円 "	15万円 " 3,000円																																																								
15万円 "	20万円 " 4,000円																																																								
20万円 "	30万円 " 5,000円																																																								
30万円 "	50万円 " 7,000円																																																								
50万円 "	70万円 " 1万円																																																								
70万円 "	100万円 " 15,000円																																																								
100万円 "	150万円 " 3万円																																																								
150万円 "	200万円 " 4万円																																																								
200万円 "	300万円 " 5万円																																																								
300万円 "	500万円 " 7万円																																																								
500万円 "	700万円 " 10万円																																																								

<u>700万円</u> //	<u>1,000万円</u> //	//	<u>15万円</u>
<u>1,000万円</u> //	<u>1,500万円</u> //	//	<u>30万円</u>
<u>1,500万円</u> //	<u>2,000万円</u> //	//	<u>40万円</u>
<u>2,000万円</u> //	<u>3,000万円</u> //	//	<u>50万円</u>
<u>3,000万円</u> //	<u>5,000万円</u> //	//	<u>70万円</u>
<u>5,000万円以上のもの</u>			<u>100万円</u>

a 午前立会終了時の場合

基準値段		値幅	
200円未満のもの		上下	5円
200円以上	500円未満のもの	//	8円
<u>500円</u> //	<u>700円</u> //	//	<u>10円</u>
<u>700円</u> //	<u>1,000円</u> //	//	<u>15円</u>
<u>1,000円</u> //	<u>1,500円</u> //	//	<u>30円</u>
<u>1,500円</u> //	<u>2,000円</u> //	//	<u>40円</u>
<u>2,000円</u> //	<u>3,000円</u> //	//	<u>50円</u>
<u>3,000円</u> //	<u>5,000円</u> //	//	<u>70円</u>
<u>5,000円</u> //	<u>7,000円</u> //	//	<u>100円</u>
<u>7,000円</u> //	<u>1万円</u> //	//	<u>150円</u>
<u>1万円</u> //	<u>15,000円</u> //	//	<u>300円</u>
<u>15,000円</u> //	<u>2万円</u> //	//	<u>400円</u>
<u>2万円</u> //	<u>3万円</u> //	//	<u>500円</u>
<u>3万円</u> //	<u>5万円</u> //	//	<u>700円</u>
<u>5万円</u> //	<u>7万円</u> //	//	<u>1,000円</u>
<u>7万円</u> //	<u>10万円</u> //	//	<u>1,500円</u>
<u>10万円</u> //	<u>15万円</u> //	//	<u>3,000円</u>
<u>15万円</u> //	<u>20万円</u> //	//	<u>4,000円</u>
<u>20万円</u> //	<u>30万円</u> //	//	<u>5,000円</u>
<u>30万円</u> //	<u>50万円</u> //	//	<u>7,000円</u>
<u>50万円</u> //	<u>70万円</u> //	//	<u>1万円</u>
<u>70万円</u> //	<u>100万円</u> //	//	<u>15,000円</u>
<u>100万円</u> //	<u>150万円</u> //	//	<u>3万円</u>
<u>150万円</u> //	<u>200万円</u> //	//	<u>4万円</u>
<u>200万円</u> //	<u>300万円</u> //	//	<u>5万円</u>
<u>300万円</u> //	<u>500万円</u> //	//	<u>7万円</u>
<u>500万円</u> //	<u>700万円</u> //	//	<u>10万円</u>
<u>700万円</u> //	<u>1,000万円</u> //	//	<u>15万円</u>
<u>1,000万円</u> //	<u>1,500万円</u> //	//	<u>30万円</u>
<u>1,500万円</u> //	<u>2,000万円</u> //	//	<u>40万円</u>
<u>2,000万円</u> //	<u>3,000万円</u> //	//	<u>50万円</u>

(新設)

3,000万円	〃	5,000万円	〃	〃	70万円
5,000万円以上のもの					100万円
b 午後立会終了時の場合					(新設)
基準値段		値幅			
200円未満のもの					上下 10円
200円以	〃	500円未	〃	〃	16円
上 満のもの					
500円	〃	700円	〃	〃	20円
700円	〃	1,000円	〃	〃	30円
1,000円	〃	1,500円	〃	〃	60円
1,500円	〃	2,000円	〃	〃	80円
2,000円	〃	3,000円	〃	〃	100円
3,000円	〃	5,000円	〃	〃	140円
5,000円	〃	7,000円	〃	〃	200円
7,000円	〃	1万円	〃	〃	300円
1万円	〃	15,000円	〃	〃	600円
15,000円	〃	2万円	〃	〃	800円
2万円	〃	3万円	〃	〃	1,000円
3万円	〃	5万円	〃	〃	1,400円
5万円	〃	7万円	〃	〃	2,000円
7万円	〃	10万円	〃	〃	3,000円
10万円	〃	15万円	〃	〃	6,000円
15万円	〃	20万円	〃	〃	8,000円
20万円	〃	30万円	〃	〃	1万円
30万円	〃	50万円	〃	〃	14,000円
50万円	〃	70万円	〃	〃	2万円
70万円	〃	100万円	〃	〃	3万円
100万円	〃	150万円	〃	〃	6万円
150万円	〃	200万円	〃	〃	8万円
200万円	〃	300万円	〃	〃	10万円
300万円	〃	500万円	〃	〃	14万円
500万円	〃	700万円	〃	〃	20万円
700万円	〃	1,000万円	〃	〃	30万円
1,000万円	〃	1,500万円	〃	〃	60万円
1,500万円	〃	2,000万円	〃	〃	80万円
2,000万円	〃	3,000万円	〃	〃	100万円
3,000万円	〃	5,000万円	〃	〃	140万円
5,000万円以上のもの					200万円

(売買管理上適当でないと認める場合)

第26条の3 規程第41条第1項に規定する当取引所が売買管理上適当でないと認める場合は、次の各号に定める場合とする。

- (1) (略)
- (2) 立会外分売に係る有価証券の発行者が、法第166条第2項第1号から第3号まで及び同第5号から第7号までに定める事項（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券にあつては、これらに準ずる事項）について、有価証券上場規程に基づき開示を行った日から5日を経過していない場合
- (3)・(4) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年11月5日から施行する。ただし、第26条の3第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年11月5日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

(売買管理上適当でないと認める場合)

第26条の3 規程第41条第1項に規定する当取引所が売買管理上適当でないと認める場合は、次の各号に定める場合とする。

- (1) (略)
- (2) 立会外分売に係る有価証券の発行者が、法第166条第2項第1号から第3号まで及び同第5号から第7号までに定める事項（投資信託受益証券、外国投資信託受益証券及び外国投資証券にあつては、これらに準ずる事項）について、有価証券上場規程に基づき開示を行った日から10日を経過していない場合
- (3)・(4) (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 内国法人の発行する株券（優先株を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）が決定された<u>（国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、当該金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。）銘柄</u>であるとき。</p> <p>(2) <u>その発行者が直前事年度の末日に債務超過の状態（株券上場廃止基準の取扱い1(4)aに定める状態をいう。以下同じ。）である銘柄以外の銘柄</u>であるとき。</p> <p>(3) <u>第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄</u>であるとき。</p> <p>(4) <u>特設注意市場銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄</u>であるとき。</p> <p>(5) <u>株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1(1)a又は(8)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同1(3)a及び3(3)aにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(3)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄</u>であるとき。</p> <p>(6) <u>売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄</u>であるとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第2条又は第5条の規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査（当該株券の上場後最初の有価証券報告書が提出されるまでの期間における選定審査に限る。）においては、同項第1号及び第3号から第7号までに適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4</u></p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 内国法人の発行する株券（優先株を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場後最初の約定値段（以下「初値」という。）が決定された銘柄であるとき。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に適合しない</u></p>	<p><u>2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に適合しない</u></p>

条第3項第1号若しくは第3号又は第6条第3項第1号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、同項第2号、第5号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

4 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券（有価証券上場規程第10条の2に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、同項第2号、第5号及び第7号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

5 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない上場会社（上場株券の発行者をいう。以下同じ。）が、制度信用銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、同項第2号から第7号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者が発行する株券で、新たに上場された銘柄（以下「他市場経由銘柄」という。）に対する上場後最初の選定審査においては、同項第2号から第7号までの各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

7 (略)

銘柄の株券が次の各号のいずれかに該当する場合（前項第2号に適合しない場合を除く。）には、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者が発行する株券で、新たに上場された銘柄（以下「他市場経由銘柄」という。）であるとき。

(2) 株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第3号又は第6条第3項第1号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。）であるとき。

(3) その他初値決定前に制度信用銘柄として適当であると認められる銘柄であるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券（有価証券上場規程第10条の2に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、これを制度信用銘柄に選定するものとする。ただし、当取引所が適当でないと認める場合を除く。

4 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない上場会社（上場株券の発行者をいう。以下同じ。）が、制度信用銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、これを制度信用銘柄に選定するものとする。ただし、当取引所が適当でないと認める場合を除く。

(新設)

5 (略)

(E T Fに係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の2 E T Fが第2条第1項第3号から第7号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

2 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場後6か月間を経過している銘柄であるとき。

(2)・(3) (略)

(削除)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)の規定は前項第2号に規定する流通株式数について、株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)、(d)から(f)及び同dの規定は前項第3号に規定する株主数について、それぞれ準用する。この場合における読替えは、別表第1のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項の規定により上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄(以下「直接市場第一部上場銘柄」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、第1項第4号から第9号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第3号又は第6条第3項第1

(E T Fに係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の2 E T Fが第2条第1項第2号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

2 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場後(他市場経由銘柄については、当該取引所上場後)6か月間を経過している銘柄であるとき。

(2)・(3) (略)

(4) その発行者の直前事業年度の末日における純資産の額が、10億円以上の銘柄であるとき。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)の規定は前項第2号に規定する流通株式数について、株券上場審査基準の取扱い2(1)aの(b)から(f)及び同dの規定は前項第3号に規定する株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(4)及び株券上場廃止基準の取扱い1(4)bの規定は前項第4号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合における読替えは、別表第1のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、上場株券の市場第一部銘柄指定基準第2条第5項の規定により上場と同時に市場第一部銘柄に指定された銘柄(以下「直接市場第一部上場銘柄」という。)に対する上場後最初の選定審査においては、第1項第5号から第10号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項第1号若しくは第3号又は第6条第3項第1

号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第2条第1項第2号並びにこの条第1項第6号、第8号及び第9号の各号に適合する銘柄であるとき。

(1)の2・(2) (略)

5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条の2の規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする（有価証券上場規程第10条の2に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。）。

6 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない上場会社が、貸借銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第2条第1項第2号及びこの条第1項第4号から第9号の各号に適合する銘柄であるとき。

(1)の2・(2) (略)

7 第1項の規定にかかわらず、他市場経由銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から当該取引所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(2) 次のa又はbに掲げる銘柄の区分に従い、当該a又はbに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a 上場と同時に市場第一部銘柄に指定される又は指定された銘柄（優先株を除く。）

第1項第2号及び第4号から第9号までの各号

b aに掲げる銘柄以外の銘柄

第1項第2号から第9号までの各号

8 第1項の規定にかかわらず、株券等（直接市場第一部上場銘柄及び国内の他の金融商品取引所に上場され

号若しくは第3号の規定の適用を受けて上場される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項、第7号、第9号及び第10号の各号に適合する銘柄であるとき。

(1)の2・(2) (略)

5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券（有価証券上場規程第10条の2に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

6 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄でない上場会社が、貸借銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項、第5号、第6号及び第8号から第10号の各号に適合する銘柄であるとき。

(1)の2・(2) (略)

(新設)

(新設)

ていた銘柄を除く。)に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 株主数が上場時点において 2,200人以上である銘柄であるとき。

(2) 第1項第2号及び第4号から第9号までの各号に適合する銘柄であるとき。

9 (略)

(ETFに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄であるETFが第3条第1項第4号から第9号までの各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(選定の時期)

第4条 第2条第1項及び第2項の規定による制度信用銘柄の選定は、原則として、新たに株券が上場される場合にその都度行う。

2 第3条の規定による貸借銘柄の選定は、原則として、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月から起算して6か月目の月の初日(初日が休日にあたるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に行う。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(削除)

(1) 第2条第3項及び第4項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第4項及び第5項の規定による貸借銘柄の選定

7 (略)

(ETFに係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄であるETFが第3条第1項第5号から第10号までの各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(選定の時期)

第4条 第2条の規定による制度信用銘柄の選定は、原則として、新たに株券が上場される場合にその都度行い、前条の規定による貸借銘柄の選定は、原則として、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して6か月目の月の初日(初日が休日にあたるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)に行う。

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる銘柄の貸借銘柄の選定は、当該各号に定める時期に行う。

(1) 直接市場第一部上場銘柄(他市場経由銘柄を除く。)

当該銘柄の初値が決定された(国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、当該金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。)日から起算して11日目(休業日を除外する。)の日

(2) 第3条第5項及び第6項の規定による銘柄

当該銘柄が上場された日

(2) 第2条第5項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第6項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券が上場された日

(3) 第2条第6項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第7項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(4) 第2条第7項の規定による制度信用銘柄の選定

a 新株券が既に上場されている場合

当該新株券の発行者が発行する株券を制度信用銘柄に選定した日

b 新株券が新たに上場されることとなった場合

当該新株券が上場された日

(5) 第3条第3項（他市場経由銘柄を除く。）及び第8項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の初値が決定された（国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、当該金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。）日から起算して6日目（休業日を除外する。）の日

(6) 第1項及びこの項第1号から第4号までに掲げる制度信用銘柄の選定審査の結果、選定が行われなかった場合におけるその後最初の制度信用銘柄の選定

当取引所がその都度定める日

(7) 次条第1号の規定により制度信用銘柄の選定を取り消された銘柄の取消し後最初の制度信用銘柄の選定

当取引所がその都度定める日

4 (略)

5 第2項の貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して8か月目の月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）まで、第3項第3号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）までの間に、同項第5号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

当該銘柄が上場された日

(3) 第3条第7項の規定による銘柄

合併又は株式交換により発行される株券が上場された日

(4) 他市場経由銘柄

当該銘柄の上場の都度

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

3 (略)

4 第1項の貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して7か月目の月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）まで、第2項第1号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）までの間に、第2項第4号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応当日までの間にそれぞれ行うことができる。

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) その発行者が直前事業年度（第2条第2項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定された銘柄については、上場後最初の事業年度以降の事業年度に限る。）の末日に債務超過の状態である銘柄であるとき。

(2) (略)

(3) (略)

(制度信用銘柄であるETFの選定取消基準)

第5条の2 制度信用銘柄であるETFが、第5条第2号又は第3号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)・(2) (略)

(3) その発行者が直前事業年度（第2条第2項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定された銘柄については、上場後最初の事業年度以降の事業年度に限る。）の末日に債務超過の状態である銘柄であるとき。

(4) (略)

(5) (略)

2 (略)

(貸借銘柄であるETFの選定取消基準)

第6条の2 貸借銘柄であるETFが、第6条第1項第4号又は第5号に該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(選定取消基準の特例)

第7条 (略)

2 (略)

3 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)gからkまでの規定は、第6

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(新設)

(1) (略)

(2) (略)

(制度信用銘柄であるETFの選定取消基準)

第5条の2 制度信用銘柄であるETFが、第5条に該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

(貸借銘柄であるETFの選定取消基準)

第6条の2 貸借銘柄であるETFが、第6条第1項第3号又は第4号に該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(選定取消基準の特例)

第7条 (略)

2 (略)

3 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)hからkまでの規定は、第6

条第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する。この場合における読替えは、別表第3のとおりとする。

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1号若しくは第3号又は第6条第1項第3号若しくは第5号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消し(第5条の2又は第6条の2の規定によるものを含む。)は、当取引所がその都度定める日に行う。

(削除)

2 前条に規定する猶予期間を通じて第6条第1項第1号若しくは第2号に該当したと認められる場合の貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、前条第3項において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)i及びjに定める決議を行った銘柄のうち、当取引所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないと認めた銘柄については、当取引所がその都度定める日とする。

3 第5条第2号又は第6条第1項第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消し(第5条の2又は第6条の2の規定によるものを含む。)は、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 第2条から第3条の2までの規定による選定及び第5条から第6条の2までの規定による選定の取消しは、選定の日又は選定取消しの日における現況による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第6項第2号並びに第6

条第1項第1号又は第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する。この場合における読替えは、別表第3のとおりとする。

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1号又は第6条第1項第3号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消し(第5条の2又は第6条の2の規定によるものを含む。)は、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

2 第5条第2号又は第6条第1項第1号若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消し(第5条の2又は第6条の2の規定によるものを含む。)は、当取引所がその都度定める日に行う。

3 前条に規定する猶予期間を通じて第6条第1項第2号に該当したと認められる場合の貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、前条第2項において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(1)i及びjに定める決議を行った銘柄のうち、当取引所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないと認めた銘柄については、当取引所がその都度定める日とする。

(新設)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 第2条及び第3条の規定による選定並びに第5条及び第6条第1項の規定による選定の取消しは、選定の日又は選定取消しの日における現況による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第3条第1項第3号及び第7項第2号並びに第6

条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10(7) aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2) 第2条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等

(3) 第3条第4項第2号

有価証券上場規程第3条第3項第1号bの規定により提出される「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」

付 則

1 この改正規定は、平成31年4月1日から施行し、平成30年11月30日以前を事業年度、計算期間又は営業期間の末日とする株券等に係る貸借銘柄の選定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 改正後の第4条第3項第5号の規定は、平成31年4月1日以後に上場する銘柄から適用する。

別表第1（第3条第2項関係）

	読み替えられる 字句	読み替える字句
株券上場審査 基準の取扱い 2(1) a の(b)、 (e)及びd	新規上場申請者	上場会社
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第2（第6条第2項関係）

	読み替えられる 字句	読み替える字句
株券上場審査 基準の取扱い 2(1) a の(b) 及び(e)	新規上場申請者	上場会社

条第1項第2号

上場会社から提出される有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い10(7) aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等

(2) 第3条第1項第4号

上場会社から提出される有価証券報告書等

(3) 第3条第5項第2号

有価証券上場規程第3条第3項第1号bの規定により提出される「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」

別表第1（第3条第1項関係）

	読み替えられる 字句	読み替える字句
株券上場審査 基準の取扱い 2(1) a の(b)、 (c)、(e)及びd	新規上場申請者	上場会社
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第2（第6条第1項関係）

	読み替えられる 字句	読み替える字句
株券上場審査 基準の取扱い 2(1) a の(b)、 (c)、(e)及びd	新規上場申請者	上場会社

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)